

付議第 1 号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 22 年 11 月高知県議会臨時会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

(別紙)

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成22年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給料の月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の改定等をしようとするものである。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成22年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給料の月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の改定等をしようとするものである。

2 主要な内容

- (1) 全給料表の全給料月額を改定すること。（公立学校職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2関係）
- (2) 平成22年12月期及び平成23年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き下げること。（公立学校職員の給与に関する条例第22条及び第23条並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第3項関係）

区分		本条例施行前の 支給月数		本条例施行後の支給月数			
				平成22年度		平成23年度以降	
		6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
再任用職員以外の職員	期末手当	1.25月	1.50月	1.25月	1.35月	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.675月	0.675月	0.675月	0.625月	0.65月	0.65月
	計	1.925月	2.175月	1.925月	1.975月	1.875月	2.025月
再任用職員	期末手当	0.65月	0.80月	0.65月	0.75月	0.65月	0.75月
	勤勉手当	0.35月	0.35月	0.35月	0.30月	0.325月	0.325月
	計	1.00月	1.15月	1.00月	1.05月	0.975月	1.075月
特定任期付職員	期末手当	1.45月	1.65月	1.45月	1.50月	1.40月	1.55月

- (3) 義務教育等教員特別手当の月額の限度額を8,000円（現行 11,700円）に引き下げること。（公立学校職員の給与に関する条例第23条の2関係）

- (4) 給料の切替え等に伴う経過措置に係る算定基礎額を100分の0.22引き下げること

と。(第5条及び第6条)

(5) 平成22年12月に支給する期末手当の額は、民間給与との均衡等を考慮し、(1)、(2)及び(4)により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とすること。(附則第2項)

ア 平成22年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当(知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成22年高知県条例第2号)の規定による減額後の額)、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、単身赴任手当の基礎額及び教職調整額の月額合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数を乗じて得た額

イ 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

3 施行期日

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、2の(3)は平成23年1月1日から、2の(2)のうち平成23年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年4月1日から施行する。

第 号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年11月29日提出

高知県知事 尾崎 正直

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の80」を「100分の75」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の62.5」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

第23条の2第2項中「11,700円」を「8,000円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,100	164,700	254,400	285,900	413,000
	2	150,600	166,800	257,200	289,000	414,600
	3	152,100	168,900	260,000	292,100	416,200
	4	153,600	171,100	262,800	295,200	417,800
	5	155,200	173,100	265,400	297,900	419,500
	6	157,100	175,300	268,100	301,000	421,100
	7	158,900	177,500	270,700	304,100	422,700
	8	160,700	179,700	273,300	307,200	424,300
	9	162,500	182,000	275,900	310,200	425,800
	10	164,600	184,800	278,600	313,100	427,200
	11	166,600	187,500	281,300	316,000	428,600
	12	168,600	190,200	284,000	318,900	430,000
	13	170,600	193,100	286,700	321,700	431,400
	14	172,800	194,800	289,400	324,000	432,800
	15	175,000	196,500	292,100	326,300	434,200
	16	177,200	198,200	294,800	328,600	435,600
	17	179,500	200,000	297,500	330,900	436,900
	18	182,100	201,700	300,200	333,200	438,300
	19	184,600	203,400	302,900	335,500	439,600
	20	187,100	205,100	305,600	337,800	441,000
	21	189,600	206,900	308,300	340,100	442,300
	22	191,300	208,800	311,000	342,400	443,700
	23	193,000	210,700	313,700	344,700	445,100
	24	194,700	212,600	316,400	347,000	446,500
	25	196,200	214,300	319,100	349,200	447,800
	26	197,800	216,300	321,500	351,100	449,100
	27	199,400	218,300	323,900	353,000	450,400
	28	201,000	220,300	326,300	354,900	451,700
	29	202,700	222,200	328,700	356,800	453,000
	30	204,400	224,900	330,800	358,700	454,200
	31	206,100	227,600	333,000	360,500	455,400
	32	207,800	230,300	335,200	362,400	456,600
	33	209,300	233,100	337,400	364,200	457,800
34	211,000	236,000	339,500	366,000	458,700	

35	212,700	238,900	341,600	367,800	459,600
36	214,400	241,800	343,700	369,600	460,500
37	216,000	244,600	345,800	371,500	461,400
38	217,700	247,400	347,800	373,100	
39	219,400	250,200	349,800	374,700	
40	221,100	253,000	351,800	376,300	
41	222,900	255,800	353,800	377,700	
42	224,700	258,400	355,600	379,200	
43	226,500	261,000	357,400	380,700	
44	228,300	263,600	359,200	382,200	
45	230,200	266,000	361,000	383,800	
46	231,900	268,600	362,700	385,400	
47	233,600	271,100	364,400	387,000	
48	235,300	273,600	366,000	388,600	
49	237,000	276,100	367,500	390,100	
50	238,700	278,700	369,100	391,600	
51	240,400	281,300	370,800	393,100	
52	242,100	283,900	372,500	394,600	
53	243,400	286,400	374,200	396,200	
54	245,100	289,000	375,700	397,600	
55	246,700	291,500	377,200	398,900	
56	248,400	294,000	378,700	400,200	
57	249,900	296,300	380,200	401,700	
58	251,400	299,000	381,600	403,100	
59	252,900	301,700	383,000	404,500	
60	254,400	304,400	384,400	405,900	
61	256,000	306,900	385,700	407,200	
62	257,500	309,400	387,000	408,600	
63	259,000	311,900	388,300	410,000	
64	260,400	314,400	389,600	411,400	
65	261,700	316,800	390,900	412,600	
66	263,300	319,000	392,100	413,800	
67	264,900	321,200	393,300	415,000	
68	266,400	323,400	394,500	416,200	
69	268,100	325,700	395,700	417,300	
70	269,600	327,900	396,900	418,500	
71	271,100	330,100	398,000	419,700	
72	272,600	332,200	399,200	420,900	
73	273,900	334,400	400,400	421,900	
74	275,200	336,600	401,500	422,700	

75	276,500	338,800	402,600	423,500
76	277,800	341,000	403,700	424,300
77	279,200	343,000	404,800	425,200
78	280,400	344,900	405,800	426,000
79	281,600	346,800	406,800	426,800
80	282,800	348,700	407,800	427,600
81	284,100	350,500	408,800	428,400
82	285,300	352,300	409,600	429,100
83	286,500	354,100	410,400	429,800
84	287,700	355,900	411,200	430,500
85	288,800	357,400	412,000	431,200
86	289,800	359,100	412,800	431,900
87	290,800	360,800	413,600	432,600
88	291,800	362,400	414,400	433,300
89	292,900	364,100	415,200	434,000
90	293,800	365,400	415,900	434,700
91	294,700	366,800	416,600	435,400
92	295,600	368,200	417,300	436,100
93	296,100	369,700	417,900	436,600
94	296,900	371,000	418,600	
95	297,700	372,300	419,300	
96	298,500	373,600	420,000	
97	299,400	375,000	420,700	
98	300,200	376,100	421,300	
99	301,000	377,200	421,900	
100	301,800	378,300	422,400	
101	302,700	379,500	422,900	
102	303,200	380,600	423,500	
103	303,700	381,700	424,100	
104	304,200	382,800	424,600	
105	304,700	383,800	425,000	
106	305,100	384,800	425,600	
107	305,500	385,700	426,200	
108	305,900	386,700	426,700	
109	306,100	387,600	427,200	
110	306,500	388,600		
111	306,900	389,600		
112	307,300	390,600		
113	307,500	391,400		
114	307,800	392,300		

115	308,100	393,200			
116	308,400	394,100			
117	308,700	395,100			
118	309,000	395,900			
119	309,300	396,700			
120	309,600	397,500			
121	309,800	398,200			
122	310,100	399,000			
123	310,400	399,800			
124	310,700	400,600			
125	310,900	401,300			
126		402,000			
127		402,700			
128		403,400			
129		404,200			
130		404,900			
131		405,600			
132		406,300			
133		406,800			
134		407,400			
135		408,000			
136		408,600			
137		409,000			
138		409,600			
139		410,200			
140		410,800			
141		411,200			
142		411,800			
143		412,400			
144		413,000			
145		413,400			
146		414,000			
147		414,600			
148		415,200			
149		415,600			
再任用職員	226,100	275,500	303,200	330,100	413,000

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,100	193,100	254,400	330,900	423,400
	2	150,600	194,800	257,200	333,200	425,300
	3	152,100	196,500	260,000	335,500	427,200
	4	153,600	198,200	262,800	337,800	429,100
	5	155,200	200,000	265,400	340,100	431,000
	6	157,100	201,700	268,100	342,400	432,900
	7	158,900	203,400	270,700	344,700	434,800
	8	160,700	205,100	273,300	347,000	436,700
	9	162,500	206,900	275,900	349,200	438,500
	10	164,600	208,800	278,600	351,400	440,300
	11	166,600	210,700	281,300	353,600	442,200
	12	168,600	212,600	284,000	355,800	444,100
	13	170,600	214,300	286,700	358,000	445,900
	14	172,800	216,300	289,400	360,000	447,800
	15	175,000	218,300	292,100	362,100	449,700
	16	177,200	220,300	294,800	364,200	451,600
	17	179,500	222,200	297,500	366,200	453,400
	18	182,100	224,900	300,200	368,200	455,300
	19	184,600	227,600	302,900	370,200	457,200
	20	187,100	230,300	305,600	372,200	459,100
	21	189,600	233,100	308,300	374,300	460,900
	22	191,300	236,000	311,000	376,300	462,800
	23	193,000	238,900	313,700	378,300	464,700
	24	194,700	241,800	316,400	380,300	466,500
	25	196,200	244,600	319,100	381,900	468,300
	26	197,900	247,400	321,500	383,800	470,000
	27	199,600	250,200	323,900	385,700	471,700
	28	201,300	253,000	326,300	387,600	473,400
	29	202,800	255,800	328,700	389,500	475,200
	30	204,500	258,400	330,800	391,500	476,900
	31	206,200	261,000	333,000	393,500	478,500
	32	207,900	263,600	335,200	395,500	480,200
	33	209,500	266,000	337,400	397,400	481,900
34	211,300	268,600	339,600	399,100	482,900	

35	213, 100	271, 100	341, 800	400, 800	483, 900
36	214, 900	273, 600	344, 000	402, 600	484, 900
37	216, 600	276, 100	346, 200	404, 200	486, 000
38	218, 400	278, 700	348, 400	405, 800	
39	220, 200	281, 300	350, 600	407, 400	
40	222, 000	283, 900	352, 800	409, 000	
41	223, 900	286, 400	355, 000	410, 700	
42	225, 700	289, 000	357, 100	412, 300	
43	227, 500	291, 500	359, 200	413, 900	
44	229, 300	294, 000	361, 300	415, 500	
45	231, 200	296, 300	363, 400	417, 200	
46	232, 900	299, 000	365, 500	418, 800	
47	234, 600	301, 700	367, 500	420, 400	
48	236, 300	304, 400	369, 600	422, 000	
49	237, 900	306, 900	371, 500	423, 700	
50	239, 600	309, 400	373, 400	425, 300	
51	241, 300	311, 900	375, 400	426, 900	
52	243, 000	314, 400	377, 400	428, 500	
53	244, 400	316, 800	379, 400	430, 200	
54	246, 100	319, 000	381, 200	431, 800	
55	247, 700	321, 200	383, 000	433, 400	
56	249, 400	323, 400	384, 800	435, 000	
57	250, 900	325, 700	386, 500	436, 700	
58	252, 500	327, 900	388, 200	438, 300	
59	254, 100	330, 100	389, 900	439, 800	
60	255, 700	332, 200	391, 600	441, 400	
61	257, 300	334, 400	393, 300	443, 100	
62	258, 900	336, 600	394, 800	444, 700	
63	260, 500	338, 800	396, 300	446, 300	
64	262, 000	341, 000	397, 700	447, 900	
65	263, 500	343, 200	399, 200	449, 600	
66	265, 200	345, 400	400, 700	451, 200	
67	266, 800	347, 600	402, 200	452, 800	
68	268, 500	349, 800	403, 700	454, 400	
69	270, 000	351, 800	405, 200	456, 000	
70	271, 500	353, 900	406, 600	457, 600	
71	273, 000	356, 000	408, 000	459, 200	
72	274, 500	358, 100	409, 400	460, 800	
73	275, 800	359, 900	410, 800	462, 300	
74	277, 200	361, 800	412, 200	463, 300	

75	278,600	363,800	413,600	464,300
76	280,000	365,700	415,000	465,300
77	281,400	367,700	416,400	466,100
78	282,600	369,400	417,800	
79	283,800	371,100	419,100	
80	285,000	372,800	420,500	
81	286,300	374,500	421,900	
82	287,500	376,000	423,200	
83	288,700	377,500	424,500	
84	289,900	379,000	425,800	
85	291,200	380,500	427,100	
86	292,400	382,000	428,300	
87	293,600	383,500	429,500	
88	294,800	385,000	430,700	
89	296,000	386,400	431,900	
90	297,200	387,800	433,000	
91	298,400	389,200	434,100	
92	299,600	390,600	435,200	
93	300,400	392,100	436,300	
94	301,600	393,400	437,400	
95	302,800	394,700	438,500	
96	304,000	396,000	439,600	
97	305,000	397,400	440,700	
98	306,100	398,400	441,500	
99	307,200	399,500	442,300	
100	308,300	400,600	443,100	
101	309,200	401,700	443,900	
102	310,300	402,800	444,500	
103	311,400	403,900	445,100	
104	312,500	405,000	445,700	
105	313,400	405,900	446,200	
106	314,300	406,900	446,800	
107	315,200	407,900	447,400	
108	316,100	408,900	448,000	
109	317,100	409,800	448,600	
110	317,700	410,700		
111	318,300	411,600		
112	318,900	412,500		
113	319,600	413,200		
114	320,100	414,000		

115	320, 600	414, 800
116	321, 100	415, 600
117	321, 700	416, 400
118	322, 200	417, 200
119	322, 700	417, 900
120	323, 200	418, 700
121	323, 800	419, 500
122	324, 300	420, 000
123	324, 800	420, 500
124	325, 300	421, 000
125	325, 900	421, 400
126	326, 300	421, 900
127	326, 700	422, 400
128	327, 100	422, 900
129	327, 400	423, 300
130	327, 800	423, 800
131	328, 200	424, 300
132	328, 600	424, 800
133	328, 800	425, 200
134	329, 100	425, 700
135	329, 400	426, 200
136	329, 700	426, 700
137	330, 100	427, 100
138	330, 300	
139	330, 600	
140	330, 900	
141	331, 200	
142	331, 500	
143	331, 800	
144	332, 100	
145	332, 400	
146	332, 700	
147	333, 000	
148	333, 300	
149	333, 500	
150	333, 800	
151	334, 100	
152	334, 400	
153	334, 600	

再任用職員		235,000	278,900	308,300	337,000	423,400
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の62.5」を「100分の65」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第97号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第75号)」を「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第75号。第1号において「平成21年改正条例」という。)」に、「同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の99.83」を「当該各号に定める割合」に、「職員(」を「もの(」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.61

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.78

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年高知県条例第62号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「職員の切替日」を「職員で、その者の受ける切替日」に、「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第75号)」を「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第75号。第1号において「平成21年改正条例」という。)」に、「同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の99.83」を「当該各号に定める割合」に、「職員には」を「ものには」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.61

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.78

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第1条中公立学校職員の給与に関する条例第23条の2第2項の改正規定は平成23年1月1日から、第2条及び第4条の規定は同年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項又は第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第27条第1項、第2項、第4項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員（公立学校職員の給与に関する条例（以下この号において「給与条例」という。）第25条に規定する職員を除く。以下同じ。）となった者（同年4月1日に職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち、人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料の月額、管理職手当の月額（知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（平成22年高知県条例第2号）第3条の規定による額とする。）並びに初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、特地勤務手当（給与条例第16条の3の規定による手当を含む。）及び単身赴任手当（給与条例第21条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）並びに公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第3条第1項の教職調整額の月額の合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月から平成22年11月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職

員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成22年6月1日において職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

3 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の適用を受ける者(一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)の適用を受ける者を含む。)その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の適用を受ける者(一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)の適用を受ける者を含む。)その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」とする。

(人事委員会規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新 旧 対 照 表

(第1条関係)

新
公立学校職員の給与に関する条例(抜粋)

(期末手当)

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の75」とする。

4～6 略

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の

旧
公立学校職員の給与に関する条例(抜粋)

(期末手当)

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」とする。

4～6 略

第22条の2・第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の

各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の62.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の30を乗じて得た額の総額

3～5 略

(義務教育等教員特別手当)

第23条の2 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 略

各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3～5 略

(義務教育等教員特別手当)

第23条の2 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、11,700円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 略

別表第1 (第5条関係)

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,100	164,700	254,400	285,900	413,000
	2	150,600	166,800	257,200	289,000	414,600
	3	152,100	168,900	260,000	292,100	416,200
	4	153,600	171,100	262,800	295,200	417,800
	5	155,200	173,100	265,400	297,900	419,500
	6	157,100	175,300	268,100	301,000	421,100
	7	158,900	177,500	270,700	304,100	422,700
	8	160,700	179,700	273,300	307,200	424,300
	9	162,500	182,000	275,900	310,200	425,800
	10	164,600	184,800	278,600	313,100	427,200
	11	166,600	187,500	281,300	316,000	428,600
	12	168,600	190,200	284,000	318,900	430,000
	13	170,600	193,100	286,700	321,700	431,400
	14	172,800	194,800	289,400	324,000	432,800
	15	175,000	196,500	292,100	326,300	434,200
	16	177,200	198,200	294,800	328,600	435,600
	17	179,500	200,000	297,500	330,900	436,900
	18	182,100	201,700	300,200	333,200	438,300
	19	184,600	203,400	302,900	335,500	439,600
	20	187,100	205,100	305,600	337,800	441,000
	21	189,600	206,900	308,300	340,100	442,300
	22	191,300	208,800	311,000	342,400	443,700
	23	193,000	210,700	313,700	344,700	445,100
	24	194,700	212,600	316,400	347,000	446,500
	25	196,200	214,300	319,100	349,200	447,800
	26	197,800	216,300	321,500	351,100	449,100
	27	199,400	218,300	323,900	353,000	450,400
	28	201,000	220,300	326,300	354,900	451,700
	29	202,700	222,200	328,700	356,800	453,000
	30	204,400	224,900	330,800	358,700	454,200
	31	206,100	227,600	333,000	360,500	455,400
	32	207,800	230,300	335,200	362,400	456,600
	33	209,300	233,100	337,400	364,200	457,800
34	211,000	236,000	339,500	366,000	458,700	

別表第1 (第5条関係)

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,300	164,900	254,600	286,100	413,900
	2	150,800	167,000	257,400	289,200	415,500
	3	152,300	169,100	260,200	292,300	417,100
	4	153,800	171,300	263,000	295,400	418,700
	5	155,400	173,300	265,600	298,100	420,400
	6	157,300	175,500	268,300	301,200	422,000
	7	159,100	177,700	270,900	304,300	423,600
	8	160,900	179,900	273,500	307,400	425,200
	9	162,700	182,200	276,100	310,400	426,700
	10	164,800	185,000	278,800	313,300	428,100
	11	166,800	187,700	281,500	316,200	429,500
	12	168,800	190,400	284,200	319,100	430,900
	13	170,800	193,300	286,900	321,900	432,300
	14	173,000	195,000	289,600	324,200	433,700
	15	175,200	196,700	292,300	326,500	435,100
	16	177,400	198,400	295,000	328,800	436,500
	17	179,700	200,200	297,700	331,100	437,800
	18	182,300	201,900	300,400	333,400	439,200
	19	184,800	203,600	303,100	335,700	440,500
	20	187,300	205,300	305,800	338,000	441,900
	21	189,800	207,100	308,500	340,300	443,200
	22	191,500	209,000	311,200	342,600	444,600
	23	193,200	210,900	313,900	344,900	446,000
	24	194,900	212,800	316,600	347,200	447,400
	25	196,400	214,500	319,300	349,400	448,700
	26	198,000	216,500	321,700	351,300	450,000
	27	199,600	218,500	324,100	353,200	451,300
	28	201,200	220,500	326,500	355,100	452,600
	29	202,900	222,400	328,900	357,000	453,900
	30	204,600	225,100	331,000	358,900	455,100
	31	206,300	227,800	333,200	360,700	456,300
	32	208,000	230,500	335,400	362,600	457,500
	33	209,500	233,300	337,600	364,400	458,700
34	211,200	236,200	339,700	366,200	459,600	

新

35	212, 700	238, 900	341, 600	367, 800	459, 600
36	214, 400	241, 800	343, 700	369, 600	460, 500
37	216, 000	244, 600	345, 800	371, 500	461, 400
38	217, 700	247, 400	347, 800	373, 100	
39	219, 400	250, 200	349, 800	374, 700	
40	221, 100	253, 000	351, 800	376, 300	
41	222, 900	255, 800	353, 800	377, 700	
42	224, 700	258, 400	355, 600	379, 200	
43	226, 500	261, 000	357, 400	380, 700	
44	228, 300	263, 600	359, 200	382, 200	
45	230, 200	266, 000	361, 000	383, 800	
46	231, 900	268, 600	362, 700	385, 400	
47	233, 600	271, 100	364, 400	387, 000	
48	235, 300	273, 600	366, 000	388, 600	
49	237, 000	276, 100	367, 500	390, 100	
50	238, 700	278, 700	369, 100	391, 600	
51	240, 400	281, 300	370, 800	393, 100	
52	242, 100	283, 900	372, 500	394, 600	
53	243, 400	286, 400	374, 200	396, 200	
54	245, 100	289, 000	375, 700	397, 600	
55	246, 700	291, 500	377, 200	398, 900	
56	248, 400	294, 000	378, 700	400, 200	
57	249, 900	296, 300	380, 200	401, 700	
58	251, 400	299, 000	381, 600	403, 100	
59	252, 900	301, 700	383, 000	404, 500	
60	254, 400	304, 400	384, 400	405, 900	
61	256, 000	306, 900	385, 700	407, 200	
62	257, 500	309, 400	387, 000	408, 600	
63	259, 000	311, 900	388, 300	410, 000	
64	260, 400	314, 400	389, 600	411, 400	
65	261, 700	316, 800	390, 900	412, 600	
66	263, 300	319, 000	392, 100	413, 800	
67	264, 900	321, 200	393, 300	415, 000	
68	266, 400	323, 400	394, 500	416, 200	
69	268, 100	325, 700	395, 700	417, 300	
70	269, 600	327, 900	396, 900	418, 500	
71	271, 100	330, 100	398, 000	419, 700	
72	272, 600	332, 200	399, 200	420, 900	
73	273, 900	334, 400	400, 400	421, 900	
74	275, 200	336, 600	401, 500	422, 700	

旧

35	212,900	239,100	341,800	368,000	460,500
36	214,600	242,000	343,900	369,800	461,400
37	216,200	244,800	346,000	371,700	462,300
38	217,900	247,600	348,000	373,300	
39	219,600	250,400	350,000	374,900	
40	221,300	253,200	352,000	376,500	
41	223,100	256,000	354,000	378,200	
42	224,900	258,600	355,800	379,800	
43	226,700	261,200	357,600	381,400	
44	228,500	263,800	359,400	383,000	
45	230,400	266,200	361,200	384,600	
46	232,100	268,800	362,900	386,200	
47	233,800	271,300	364,600	387,800	
48	235,500	273,800	366,200	389,400	
49	237,200	276,300	367,900	390,900	
50	238,900	278,900	369,600	392,400	
51	240,600	281,500	371,300	393,900	
52	242,300	284,100	373,000	395,400	
53	243,600	286,600	374,700	397,000	
54	245,300	289,200	376,200	398,400	
55	246,900	291,700	377,700	399,700	
56	248,600	294,200	379,200	401,100	
57	250,100	296,500	380,700	402,600	
58	251,600	299,200	382,100	404,000	
59	253,100	301,900	383,500	405,400	
60	254,600	304,600	384,900	406,800	
61	256,200	307,100	386,300	408,100	
62	257,700	309,600	387,600	409,500	
63	259,200	312,100	388,900	410,900	
64	260,600	314,600	390,200	412,300	
65	261,900	317,000	391,500	413,500	
66	263,500	319,200	392,700	414,700	
67	265,100	321,400	393,900	415,900	
68	266,600	323,600	395,100	417,100	
69	268,300	325,900	396,300	418,200	
70	269,800	328,100	397,500	419,400	
71	271,300	330,300	398,700	420,600	
72	272,800	332,400	399,900	421,800	
73	274,100	334,600	401,100	422,800	
74	275,400	336,800	402,200	423,600	

新

75	276,500	338,800	402,600	423,500
76	277,800	341,000	403,700	424,300
77	279,200	343,000	404,800	425,200
78	280,400	344,900	405,800	426,000
79	281,600	346,800	406,800	426,800
80	282,800	348,700	407,800	427,600
81	284,100	350,500	408,800	428,400
82	285,300	352,300	409,600	429,100
83	286,500	354,100	410,400	429,800
84	287,700	355,900	411,200	430,500
85	288,800	357,400	412,000	431,200
86	289,800	359,100	412,800	431,900
87	290,800	360,800	413,600	432,600
88	291,800	362,400	414,400	433,300
89	292,900	364,100	415,200	434,000
90	293,800	365,400	415,900	434,700
91	294,700	366,800	416,600	435,400
92	295,600	368,200	417,300	436,100
93	296,100	369,700	417,900	436,600
94	296,900	371,000	418,600	
95	297,700	372,300	419,300	
96	298,500	373,600	420,000	
97	299,400	375,000	420,700	
98	300,200	376,100	421,300	
99	301,000	377,200	421,900	
100	301,800	378,300	422,400	
101	302,700	379,500	422,900	
102	303,200	380,600	423,500	
103	303,700	381,700	424,100	
104	304,200	382,800	424,600	
105	304,700	383,800	425,000	
106	305,100	384,800	425,600	
107	305,500	385,700	426,200	
108	305,900	386,700	426,700	
109	306,100	387,600	427,200	
110	306,500	388,600		
111	306,900	389,600		
112	307,300	390,600		
113	307,500	391,400		
114	307,800	392,300		

75	276,700	339,000	403,300	424,400
76	278,000	341,200	404,400	425,200
77	279,400	343,200	405,500	426,100
78	280,600	345,100	406,500	426,900
79	281,800	347,000	407,500	427,700
80	283,000	348,900	408,500	428,500
81	284,300	350,700	409,500	429,300
82	285,500	352,500	410,300	430,000
83	286,700	354,300	411,100	430,700
84	287,900	356,100	411,900	431,400
85	289,000	357,800	412,700	432,100
86	290,000	359,500	413,500	432,800
87	291,000	361,200	414,300	433,500
88	292,000	362,900	415,100	434,200
89	293,100	364,600	415,900	434,900
90	294,000	365,900	416,600	435,600
91	294,900	367,300	417,300	436,300
92	295,800	368,700	418,000	437,000
93	296,500	370,200	418,600	437,500
94	297,300	371,500	419,300	
95	298,100	372,800	420,000	
96	298,900	374,100	420,700	
97	299,800	375,500	421,400	
98	300,600	376,600	422,000	
99	301,400	377,700	422,600	
100	302,200	378,800	423,100	
101	303,100	380,000	423,600	
102	303,600	381,100	424,200	
103	304,100	382,200	424,800	
104	304,600	383,300	425,300	
105	305,100	384,300	425,800	
106	305,500	385,300	426,400	
107	305,900	386,300	427,000	
108	306,300	387,300	427,500	
109	306,500	388,200	428,000	
110	306,900	389,200		
111	307,300	390,200		
112	307,700	391,200		
113	307,900	392,000		
114	308,200	392,900		

新

115	308,100	393,200			
116	308,400	394,100			
117	308,700	395,100			
118	309,000	395,900			
119	309,300	396,700			
120	309,600	397,500			
121	309,800	398,200			
122	310,100	399,000			
123	310,400	399,800			
124	310,700	400,600			
125	310,900	401,300			
126		402,000			
127		402,700			
128		403,400			
129		404,200			
130		404,900			
131		405,600			
132		406,300			
133		406,800			
134		407,400			
135		408,000			
136		408,600			
137		409,000			
138		409,600			
139		410,200			
140		410,800			
141		411,200			
142		411,800			
143		412,400			
144		413,000			
145		413,400			
146		414,000			
147		414,600			
148		415,200			
149		415,600			
再任用職員	226,100	275,500	303,200	330,100	413,000

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

旧

115	308,500	393,800			
116	308,800	394,700			
117	309,100	395,700			
118	309,400	396,500			
119	309,700	397,300			
120	310,000	398,100			
121	310,200	398,900			
122	310,500	399,700			
123	310,800	400,500			
124	311,100	401,300			
125	311,300	402,000			
126		402,700			
127		403,400			
128		404,100			
129		404,900			
130		405,600			
131		406,300			
132		407,000			
133		407,500			
134		408,100			
135		408,700			
136		409,300			
137		409,700			
138		410,300			
139		410,900			
140		411,500			
141		411,900			
142		412,500			
143		413,100			
144		413,700			
145		414,100			
146		414,700			
147		415,300			
148		415,900			
149		416,300			
再任用職員	226,500	276,000	303,700	330,900	413,900

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,100	193,100	254,400	330,900	423,400
	2	150,600	194,800	257,200	333,200	425,300
	3	152,100	196,500	260,000	335,500	427,200
	4	153,600	198,200	262,800	337,800	429,100
	5	155,200	200,000	265,400	340,100	431,000
	6	157,100	201,700	268,100	342,400	432,900
	7	158,900	203,400	270,700	344,700	434,800
	8	160,700	205,100	273,300	347,000	436,700
	9	162,500	206,900	275,900	349,200	438,500
	10	164,600	208,800	278,600	351,400	440,300
	11	166,600	210,700	281,300	353,600	442,200
	12	168,600	212,600	284,000	355,800	444,100
	13	170,600	214,300	286,700	358,000	445,900
	14	172,800	216,300	289,400	360,000	447,800
	15	175,000	218,300	292,100	362,100	449,700
	16	177,200	220,300	294,800	364,200	451,600
	17	179,500	222,200	297,500	366,200	453,400
	18	182,100	224,900	300,200	368,200	455,300
	19	184,600	227,600	302,900	370,200	457,200
	20	187,100	230,300	305,600	372,200	459,100
	21	189,600	233,100	308,300	374,300	460,900
	22	191,300	236,000	311,000	376,300	462,800
	23	193,000	238,900	313,700	378,300	464,700
	24	194,700	241,800	316,400	380,300	466,500
	25	196,200	244,600	319,100	381,900	468,300
	26	197,900	247,400	321,500	383,800	470,000
	27	199,600	250,200	323,900	385,700	471,700
	28	201,300	253,000	326,300	387,600	473,400
	29	202,800	255,800	328,700	389,500	475,200
	30	204,500	258,400	330,800	391,500	476,900
	31	206,200	261,000	333,000	393,500	478,500
	32	207,900	263,600	335,200	395,500	480,200
	33	209,500	266,000	337,400	397,400	481,900
34	211,300	268,600	339,600	399,100	482,900	

別表第2 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	149,300	193,300	254,600	331,100	424,300
	2	150,800	195,000	257,400	333,400	426,200
	3	152,300	196,700	260,200	335,700	428,100
	4	153,800	198,400	263,000	338,000	430,000
	5	155,400	200,200	265,600	340,300	431,900
	6	157,300	201,900	268,300	342,600	433,800
	7	159,100	203,600	270,900	344,900	435,700
	8	160,900	205,300	273,500	347,200	437,600
	9	162,700	207,100	276,100	349,400	439,400
	10	164,800	209,000	278,800	351,600	441,200
	11	166,800	210,900	281,500	353,800	443,100
	12	168,800	212,800	284,200	356,000	445,000
	13	170,800	214,500	286,900	358,200	446,800
	14	173,000	216,500	289,600	360,200	448,700
	15	175,200	218,500	292,300	362,300	450,600
	16	177,400	220,500	295,000	364,400	452,500
	17	179,700	222,400	297,700	366,400	454,300
	18	182,300	225,100	300,400	368,400	456,200
	19	184,800	227,800	303,100	370,400	458,100
	20	187,300	230,500	305,800	372,400	460,000
	21	189,800	233,300	308,500	374,500	461,800
	22	191,500	236,200	311,200	376,500	463,700
	23	193,200	239,100	313,900	378,500	465,600
	24	194,900	242,000	316,600	380,500	467,500
	25	196,400	244,800	319,300	382,400	469,300
	26	198,100	247,600	321,700	384,400	471,000
	27	199,800	250,400	324,100	386,400	472,700
	28	201,500	253,200	326,500	388,400	474,400
	29	203,000	256,000	328,900	390,300	476,200
	30	204,700	258,600	331,000	392,300	477,900
	31	206,400	261,200	333,200	394,300	479,500
	32	208,100	263,800	335,400	396,300	481,200
	33	209,700	266,200	337,600	398,200	482,900
34	211,500	268,800	339,800	399,900	483,900	

新

35	213, 100	271, 100	341, 800	400, 800	483, 900
36	214, 900	273, 600	344, 000	402, 600	484, 900
37	216, 600	276, 100	346, 200	404, 200	486, 000
38	218, 400	278, 700	348, 400	405, 800	
39	220, 200	281, 300	350, 600	407, 400	
40	222, 000	283, 900	352, 800	409, 000	
41	223, 900	286, 400	355, 000	410, 700	
42	225, 700	289, 000	357, 100	412, 300	
43	227, 500	291, 500	359, 200	413, 900	
44	229, 300	294, 000	361, 300	415, 500	
45	231, 200	296, 300	363, 400	417, 200	
46	232, 900	299, 000	365, 500	418, 800	
47	234, 600	301, 700	367, 500	420, 400	
48	236, 300	304, 400	369, 600	422, 000	
49	237, 900	306, 900	371, 500	423, 700	
50	239, 600	309, 400	373, 400	425, 300	
51	241, 300	311, 900	375, 400	426, 900	
52	243, 000	314, 400	377, 400	428, 500	
53	244, 400	316, 800	379, 400	430, 200	
54	246, 100	319, 000	381, 200	431, 800	
55	247, 700	321, 200	383, 000	433, 400	
56	249, 400	323, 400	384, 800	435, 000	
57	250, 900	325, 700	386, 500	436, 700	
58	252, 500	327, 900	388, 200	438, 300	
59	254, 100	330, 100	389, 900	439, 800	
60	255, 700	332, 200	391, 600	441, 400	
61	257, 300	334, 400	393, 300	443, 100	
62	258, 900	336, 600	394, 800	444, 700	
63	260, 500	338, 800	396, 300	446, 300	
64	262, 000	341, 000	397, 700	447, 900	
65	263, 500	343, 200	399, 200	449, 600	
66	265, 200	345, 400	400, 700	451, 200	
67	266, 800	347, 600	402, 200	452, 800	
68	268, 500	349, 800	403, 700	454, 400	
69	270, 000	351, 800	405, 200	456, 000	
70	271, 500	353, 900	406, 600	457, 600	
71	273, 000	356, 000	408, 000	459, 200	
72	274, 500	358, 100	409, 400	460, 800	
73	275, 800	359, 900	410, 800	462, 300	
74	277, 200	361, 800	412, 200	463, 300	

35	213,300	271,300	342,000	401,700	484,900
36	215,100	273,800	344,200	403,500	485,900
37	216,800	276,300	346,400	405,100	487,000
38	218,600	278,900	348,600	406,700	
39	220,400	281,500	350,800	408,300	
40	222,200	284,100	353,000	409,900	
41	224,100	286,600	355,200	411,600	
42	225,900	289,200	357,300	413,200	
43	227,700	291,700	359,400	414,800	
44	229,500	294,200	361,500	416,400	
45	231,400	296,500	363,600	418,100	
46	233,100	299,200	365,700	419,700	
47	234,800	301,900	367,700	421,300	
48	236,500	304,600	369,800	422,900	
49	238,100	307,100	371,900	424,600	
50	239,800	309,600	373,900	426,200	
51	241,500	312,100	375,900	427,800	
52	243,200	314,600	377,900	429,400	
53	244,600	317,000	379,900	431,100	
54	246,300	319,200	381,700	432,700	
55	247,900	321,400	383,500	434,300	
56	249,600	323,600	385,300	435,900	
57	251,100	325,900	387,100	437,600	
58	252,700	328,100	388,800	439,200	
59	254,300	330,300	390,500	440,700	
60	255,900	332,400	392,200	442,300	
61	257,500	334,600	393,900	444,000	
62	259,100	336,800	395,400	445,600	
63	260,700	339,000	396,900	447,200	
64	262,200	341,200	398,400	448,800	
65	263,700	343,400	399,900	450,500	
66	265,400	345,600	401,400	452,100	
67	267,000	347,800	402,900	453,700	
68	268,700	350,000	404,400	455,300	
69	270,200	352,000	405,900	456,900	
70	271,700	354,100	407,300	458,500	
71	273,200	356,200	408,700	460,100	
72	274,700	358,300	410,100	461,700	
73	276,000	360,300	411,500	463,200	
74	277,400	362,300	412,900	464,200	

新

75	278,600	363,800	413,600	464,300
76	280,000	365,700	415,000	465,300
77	281,400	367,700	416,400	466,100
78	282,600	369,400	417,800	
79	283,800	371,100	419,100	
80	285,000	372,800	420,500	
81	286,300	374,500	421,900	
82	287,500	376,000	423,200	
83	288,700	377,500	424,500	
84	289,900	379,000	425,800	
85	291,200	380,500	427,100	
86	292,400	382,000	428,300	
87	293,600	383,500	429,500	
88	294,800	385,000	430,700	
89	296,000	386,400	431,900	
90	297,200	387,800	433,000	
91	298,400	389,200	434,100	
92	299,600	390,600	435,200	
93	300,400	392,100	436,300	
94	301,600	393,400	437,400	
95	302,800	394,700	438,500	
96	304,000	396,000	439,600	
97	305,000	397,400	440,700	
98	306,100	398,400	441,500	
99	307,200	399,500	442,300	
100	308,300	400,600	443,100	
101	309,200	401,700	443,900	
102	310,300	402,800	444,500	
103	311,400	403,900	445,100	
104	312,500	405,000	445,700	
105	313,400	405,900	446,200	
106	314,300	406,900	446,800	
107	315,200	407,900	447,400	
108	316,100	408,900	448,000	
109	317,100	409,800	448,600	
110	317,700	410,700		
111	318,300	411,600		
112	318,900	412,500		
113	319,600	413,200		
114	320,100	414,000		

旧

75	278, 800	364, 300	414, 300	465, 200
76	280, 200	366, 200	415, 700	466, 200
77	281, 600	368, 200	417, 100	467, 000
78	282, 800	369, 900	418, 500	
79	284, 000	371, 600	419, 800	
80	285, 200	373, 300	421, 200	
81	286, 500	375, 000	422, 600	
82	287, 700	376, 500	423, 900	
83	288, 900	378, 000	425, 200	
84	290, 100	379, 500	426, 500	
85	291, 400	381, 000	427, 800	
86	292, 600	382, 500	429, 000	
87	293, 800	384, 000	430, 200	
88	295, 000	385, 500	431, 400	
89	296, 200	387, 000	432, 600	
90	297, 400	388, 400	433, 700	
91	298, 600	389, 800	434, 800	
92	299, 800	391, 200	435, 900	
93	300, 800	392, 700	437, 000	
94	302, 000	394, 000	438, 100	
95	303, 200	395, 300	439, 200	
96	304, 400	396, 600	440, 300	
97	305, 400	398, 000	441, 400	
98	306, 500	399, 100	442, 200	
99	307, 600	400, 200	443, 000	
100	308, 700	401, 300	443, 800	
101	309, 600	402, 400	444, 600	
102	310, 700	403, 500	445, 200	
103	311, 800	404, 600	445, 800	
104	312, 900	405, 700	446, 400	
105	313, 800	406, 600	447, 000	
106	314, 700	407, 600	447, 600	
107	315, 600	408, 600	448, 200	
108	316, 500	409, 600	448, 800	
109	317, 500	410, 500	449, 400	
110	318, 100	411, 400		
111	318, 700	412, 300		
112	319, 300	413, 200		
113	320, 000	413, 900		
114	320, 500	414, 700		

115	320,600	414,800
116	321,100	415,600
117	321,700	416,400
118	322,200	417,200
119	322,700	417,900
120	323,200	418,700
121	323,800	419,500
122	324,300	420,000
123	324,800	420,500
124	325,300	421,000
125	325,900	421,400
126	326,300	421,900
127	326,700	422,400
128	327,100	422,900
129	327,400	423,300
130	327,800	423,800
131	328,200	424,300
132	328,600	424,800
133	328,800	425,200
134	329,100	425,700
135	329,400	426,200
136	329,700	426,700
137	330,100	427,100
138	330,300	
139	330,600	
140	330,900	
141	331,200	
142	331,500	
143	331,800	
144	332,100	
145	332,400	
146	332,700	
147	333,000	
148	333,300	
149	333,500	
150	333,800	
151	334,100	
152	334,400	
153	334,600	

115	321,000	415,500
116	321,500	416,300
117	322,100	417,100
118	322,600	417,900
119	323,100	418,600
120	323,600	419,400
121	324,200	420,200
122	324,700	420,700
123	325,200	421,200
124	325,700	421,700
125	326,300	422,100
126	326,700	422,600
127	327,100	423,100
128	327,500	423,600
129	327,800	424,000
130	328,200	424,500
131	328,600	425,000
132	329,000	425,500
133	329,200	425,900
134	329,500	426,400
135	329,800	426,900
136	330,100	427,400
137	330,500	427,800
138	330,700	
139	331,000	
140	331,300	
141	331,600	
142	331,900	
143	332,200	
144	332,500	
145	332,800	
146	333,100	
147	333,400	
148	333,700	
149	333,900	
150	334,200	
151	334,500	
152	334,800	
153	335,000	

新

再任用職員		235,000	278,900	308,300	337,000	423,400
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

- 備考
- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
 - 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

再任用職員		235,400	279,400	308,800	337,800	424,300
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

新 旧 対

新

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の75」とする。

4～6 略

第22条の2・第22条の3 略

（勤勉手当）

第23条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の

照 表

旧

（第2条関係）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（期末手当）

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の135」とあるのは「100分の75」とする。

4～6 略

第22条の2・第22条の3 略

（勤勉手当）

第23条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の

各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の62.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の30を乗じて得た額の総額

3～5 略

新 旧 対
新

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の4、第22条及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第14条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4、第23条及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。）第4条（第6項を除く。）から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の3及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 略

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。

照 表
旧

（第3条関係）

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の4、第22条及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第14条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4、第23条及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。）第4条（第6項を除く。）から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の3及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 略

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。

以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の135」とあるのは「100分の150」とする。

4 略

以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

4 略

新 旧 対

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の4、第22条及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第14条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4、第23条及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。）第4条（第6項を除く。）から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の3及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 略

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。

照 表 (第4条関係)

旧

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。次項において「一般職員給与条例」という。）第4条、第4条の3から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の4、第22条及び第23条の3の規定、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。第3項において「学校職員給与条例」という。）第5条、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条から第14条まで、第14条の3、第15条の3、第15条の4、第23条及び第23条の2の規定並びに警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。第4項において「警察職員給与条例」という。）第4条（第6項を除く。）から第6条の2まで、第8条から第11条まで、第11条の3及び第22条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 略

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第5条の2、第20条の2第1項及び第22条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第5条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定」と、学校職員給与条例第20条の2第1項中「次条において「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。

以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

4 略

以下「特定管理職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の135」とあるのは「100分の150」とする。

4 略

新 旧 対
新

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(抜粋)

附 則

1～10 略

11 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号。第1号において「平成21年改正条例」という。））の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.61

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.78

12～21 略

附則別表（附則第7項関係）

表 略

照 表
旧 (第5条関係)

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(抜粋)

附 則

1～10 略

11 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第75号））の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.83を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

12～21 略

附則別表（附則第7項関係）

表 略

新 旧 対

照 表

(第6条関係)

新

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(抜粋)

附 則

1・2 略

3 改正後の条例附則第12項の規定により平成19年4月1日(以下「切替日」という。)においてその者の属する職務の級を改正後の条例第5条第2項の規定により準用して適用される職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)別表第1行政職給料表(附則第6項において「行政職給料表」という。)の4級に切り替えられる職員で、その者の受ける切替日における給料の月額(給料月額と平成17年改正条例附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額をいう。以下この項において同じ。)が切替日の前日において受けていた給料の月額(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第75号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、切替日の前日において受けていた給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)と平成17年改正条例附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額とする。)に達しないこととなるものには、給料の月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

旧

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(抜粋)

附 則

1・2 略

3 改正後の条例附則第12項の規定により平成19年4月1日(以下「切替日」という。)においてその者の属する職務の級を改正後の条例第5条第2項の規定により準用して適用される職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)別表第1行政職給料表(附則第6項において「行政職給料表」という。)の4級に切り替えられる職員の切替日における給料の月額(給料月額と平成17年改正条例附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額をいう。以下この項において同じ。)が切替日の前日において受けていた給料の月額(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年高知県条例第75号)の施行の日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、切替日の前日において受けていた給料月額に100分の99.83を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)と平成17年改正条例附則第11項から第13項までの規定による給料の額との合計額とする。)に達しないこととなる職員には、給料の月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対

象職員 100分の99.61

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.78

4～8 略

4～8 略

資料

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

改正の概要

	改正内容	施行日
(1)	給料月額を引下げる。	平成 22 年 12 月 1 日
(2)	平成 22 年 12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引下げる。	
(3)	平成 18 年 4 月の給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額を引下げる。(H18.3.31 の給料月額に 99.61% を乗じた額に引下げ)	
(4)	民間と公務員との給与格差を年間でみて解消するため、平成 22 年 12 月期の期末手当で減額調整を行う。	
(5)	義務教育等教員特別手当の支給限度額の引下げ	平成 23 年 1 月 1 日
(6)	平成 23 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引下げる。	平成 23 年 4 月 1 日